

一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 12 月 24 日・東京都規則第 192 号

1 概要

(1) 改正理由

- ① 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。
- ② 自然公園法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 21 号）の施行を踏まえ、規則で定める都立自然公園の特別地域内の行為の許可基準に太陽光発電施設に係るものを追加するほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

- ① 規則第 66 条中の「小学校」の定義に「義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の定義に「義務教育学校の後期課程」を追加するほか、規定を整備する。
- ② 規則第 23 条で定める都立自然公園の特別地域内の行為の許可基準に太陽光発電施設の新築、改築及び増築に関する審査基準を追加するほか、規定を整備する。また、規則第 27 条で定める普通地域（都立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない地域）内における届出を要する工作物の基準に太陽光発電施設に係るものを追加する。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課自然公園係

直通 03-5388-3508

内線 42-685